

つくば市入札監視委員会
令和4年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	令和5年(2023年)1月25日(水) 14:00～16:50 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B	
出席委員	<small>委員長</small> 星野 豊 (大学准教授) 稲葉 芳雄 (司法書士・行政書士) 植田 彰 (国立研究所職員) 大和田 幹夫 (元地方公務員) 中山 正美 (税理士) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし	
その他	次回会議(令和5年7月または8月予定)の審議事案抽出当番委員は、中山委員とする。	

【事案1】 4市水改良第7号二の宮地区配水管布設替工事

《 特別簡易型総合評価方式による一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和4年(2022年)8月23日
主管課	上下水道局水道工務課
種別	土木一式工事
応札者数	2者(参加申請:9者)
予定価格	95,510,000円(税抜き)
落札額	83,000,000円(税抜き)
落札率	86.90%
質問・意見	回答・説明
総合評価方式による入札を採用した理由は何か。	公共工事の品質確保等を図るため、入札者の施工能力や地域性、入札価格を総合的に評価することが妥当な工事だと考えたため、総合評価方式による入札を行うこととしたものである。
総合評価方式を採用しなければならない理由は何か。	市では、総合評価方式の試行要領を定めており、それに沿って、様々な金額や工種の工事の入札において本方式を採用しながら、本方式に適した工事を試行している段階である。
総合評価方式の評価点は誰が採点しているのか。評価項目及び評価基準は公表されているのか。	公告と同時に、評価項目及び評価基準が記載された評価基準表を公開している。入札参加者は、評価項目に関する資料を期限までに提出し、その後、市の職員が本資料を評価し、評価値を算定している。
新規参入を阻害しているのではないか。	現在は、市の発注業務全体の2割程度を総合評価方式により発注している状況である。また、市長公約のロードマップで設定した目標値の年間60件に達したとしても、全体の3割に満たない程度であり、その他一般競争入札により、新規事業者も参加できる状況である。
今後、総合評価方式の発注割合を2割、3割と引き上げていくと、必然的に新規参入を阻害することになると思う。そのような中で、総合評価方式を採用している理由は何か。	工事の品質の確保や地元企業の育成が期待できることから、総合評価方式による入札を拡充し、実施するという方針としている。件数等については、新規参入を阻害し過ぎないように、バランスを取りながら進めていく。

落札者の評価点が9点であり、非常に高い点数だが、市内の事業者の平均点はどの程度か。	市内事業者の評価点の平均点は出していない。0点の事業者から満点の事業者までいる。
本工事に参加可能な市内事業者21者のうち、半数しか入札参加をしていないが、この程度なのか。	本工事が大口径の配水管工事であるため、入札参加者数が少なかったと思われる。通常の150mm、200mmの口径の配水管工事であれば、入札参加者は増える。
同種同規模の工事の入札で入札参加者が分かれ、結果的に事業者間の受注件数の均等につながっているということはあるか。	今回、同地区で4本の工事を発注しており、本工事の落札業者がこのうち3件落札し、他の事業者が1件落札した。
本件は予定価格が非公表だが、根拠は。	市で定めている「つくば市入札制度運用方針」により、建設工事で予定価格が1億円以上のものは非公表としている。
つくば市の入札にまつわる制度は、国土交通省や他の自治体のものを参考にしながら作ったのか。	国、県の制度方針等及び他自治体の先進事例等を参考にしつつ、建設事業者が大変多いという本市特有の実情も踏まえながら、つくば市に馴染んだ制度設計を行っている。なお、平成30年にそうしたものを「つくば市入札制度運用方針」として定め、現在、運用を行っている。
辞退者が多かった理由を把握しているか。	辞退者の理由は把握していない。想定にはなるが、夜間工事が必要になること等が考えられる。
ペナルティが発生するケースに備え、入札辞退の理由を確認すべきではないか。	入札の辞退に際し、ペナルティが課される可能性があるのは開札後に辞退をするケースであり、今回のように、入札の参加申請をし、入札前に辞退するようなケースはそれに当たらない。
電子入札の場合、入札者は他の入札者を知り得ないのか。	知り得ない。

《評価》
この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 4国補排整第1号高良田地区調整池整備工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)9月9日
主管課	経済部土地改良課
種別	土木一式工事
応札者数	1者(参加申請:12者)
予定価格	114,630,000円(税抜き)
落札額	110,500,000円(税抜き)
落札率	96.40%

質問・意見	回答・説明
入札の参加申請をしても、実際に入札まで進む事業者の割合が少ないのは、調整池の工事に特殊な技術が必要だということか。	必ずしも特殊な技術が必要というわけではない。しかしながら、一般的な道路の舗装工事と比較すると、調整池の工事の案件数が絶対的に少なく、経験値の高い事業者が少ないことが背景にあると考えている。
調整池の工事に関して、入札参加者は毎回、大体同じか。	毎回同じ事業者というわけではない。
設計書等を確認し、条件や必要とされる技術を見極めたうえで入札するかどうかを判断しているということか。	そのとおりである。市内に建設業者数も多く、工事件数も多いので、設計書等を見て施工したい案件に入札するという判断をしていると考えている。
過去の調整池の工事の落札者はほぼ同じなのか。	落札者は様々である。調整池の工事といっても、金額に差があり、予定価格により対象とする事業者も異なるため、違う事業者が落札している。
応札者が1者というケースはよくあるか。	工事では、1者のみの入札はかなり少ない。
全体の割合からすると、応札者が1者という案件は少なく、競争者がいる案件が多いという認識でよいか。	工事に関してはその通りである。物品・役務の場合は、まれに応札者が1者ということがある。
調整池の工事は特定の時期に行われるものなのか。	稲作に影響が出ないよう、稲刈り終了後に施工されるものであり、時期に制約がある。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案3】 4本庁舎非常用発電設備更新工事

《 随意契約 》

見積期日	令和4年(2022年)9月8日
主管課	財務部管財課
種別	電気
見積者数	1者
予定価格	17,382,000円(税抜き)
見積金額	17,382,000円(税抜き)
比率	100.00%

質問・意見	回答・説明
当該設備の工事を施工する事業者は、普段からメンテナンスに携わって配線や設備を熟知しており、かつ、技術や技量を兼ね備えている必要があるということでしょうか。	そのとおりである。受注者は製造業者からメンテナンスに関して、特別な技術と知識がある事業者として指定を受けた認定業者である。
受注者からすれば、システム導入時に低く落札し、その後のメンテナンスの随意契約において、金額的に有利に進めるといった状況があり得ると思うが、そういった危険性はないのか。	本契約が不当に高い金額ではないことを別の認定業者に確認した。
認定業者がいくつかあるのであれば、随意契約ではなく、入札にしたほうが良いのではないのか。	受注者は庁舎建設当初の設備工事に携わった事業者である。また、その後も定期的に保守点検や特別整備、部品交換等も行っており、庁舎設備を熟知している。 以上の理由から、リスク回避の点でも安全であると考えるため、受注者を選定している。
本業務を随意契約で発注することにより、工期が短縮され、結果的にコストの縮減にもつながり、建物全体の管理として効率的であると言える。非常用電源設備という特殊性を考えれば、随意契約の理由として、そうした理由を付け加えてもいいと感じた。	参考にさせていただく。
受注者が市の重要インフラの情報を保有していると言える。本受注者との契約の継続が難しくなった場合に備え、契約書内で機密管理及びデータの引き渡しについて、取り決めをしておくべきである。	承知した。
本契約が公平なことは疑わないが、疑われる可能性はある。そうした場合に備え、契約前に収集したヒアリング資料やデータを準備しておくとうまいと思う。	承知した。

<p>予定価格に対する契約金額の比率が100%であるが、積算は受注者からの参考見積りを基に行ったものか。</p>	<p>その通りである。</p>

《評価》
この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 4国補つくば市空家等対策計画(第2期)策定業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)6月15日
主管課	建設部住宅政策課
種別	測量・コンサルタント
応札者数	7者(参加申請:7者)
予定価格	21,050,000円(税抜き)
落札額	17,250,000円(税抜き)
落札率	81.95%

質問・意見	回答・説明
第1期計画策定時に入札を行ったのか。	第1期計画策定時も一般競争入札を実施した。なお、第1期計画の際は初めての計画策定であり、十分な時間の確保が必要と判断し、平成28年に実態調査業務、翌29年に計画策定業務を行った。
第1期計画策定時の契約の相手方は、今回の案件でも応札したのか。	第1期の実態調査業務の受託者は、今回の案件でも応札した。
第1期計画策定時の2業務の契約金額の合計額と、今回の契約金額は大体一致しているのか。	第1期の実態調査業務の契約金額は10,476,000円(税込)、計画策定業務の契約金額は5,227,200円(税込)である。一方、今回の第2期計画策定業務の契約金額は18,975,000円(税込)である。
第1期計画策定時の2業務の予定価格の合計額と今回の予定価格は大体一致しているのか。	大体、一致している。
第1期計画策定時は、事業者としても初めてであったため、若干低い落札額となったという理解でよいのか。	そういうこともあるかと思う。また、第1期の実態調査の発注の際は今回と異なり、コンサルタント業務の登録を要件化していなかったため、最低制限価格の設定がなかったことも一因にあると思う。
第2期計画について、策定のコストや効率性を考えると、つくば市の実情を把握しており、5年前の実績もある第1期の実態調査の受注者と随意契約をした方がよいのかなと感じるがいかがか。	第2期計画は、第1期計画時とは異なり、実態調査及び計画策定の両業務を発注内容としており、両業務の履行実績を資格要件とした一般競争入札とした。

<p>地域指定なしということだが、市内で事業者数を確保できなかったということか。</p>	<p>実態調査及び策定業務の両方の履行実績のある事業者が市内にいなかったということである。</p>
<p>4～5年後、第3期計画を策定するのか。もし策定するのであれば、両業務を一括発注する予定か。あるいは、別発注とする予定か。</p>	<p>今後も5年ごとに計画を策定する予定である。発注方法については未定である。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案5】 4-5市単(仮称)つくば市陸上競技場整備基本計画策定支援業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)9月9日
主管課	市民部スポーツ施設整備室
種別	測量・コンサルタント
応札者数	4者(参加申請:5者)
予定価格	23,980,000円(税抜き)
落札額	19,833,000円(税抜き)
落札率	82.71%

質問・意見	回答・説明
落札者以外は、予定価格とほぼ同額で入札しているが、何か事情があるのか。	事情は分かりかねる。
落札者は以前、別の案件で落札した経験はあるのか。	同陸上競技場の整備基本構想策定支援業務委託の落札者である。
落札者は同陸上競技場の整備基本構想策定支援業務と関連しているため、コストを下げることができたのか。	使えるデータは多少あると想定するが、基本的には、基本構想と基本計画は違う意味合いのものである。
基本計画策定後、どのような流れで工事に入るのか。	基本計画後、基本・実施設計を経て、工事に着手という流れである。
基本構想の際、落札者以外の応札者も入札したのか。	全者入札したが、ランダム係数の影響により最低制限価格を下回り、失格となった。
過去の入札の参加実績を入札の参加条件として付すことはあるのか。	そのようなことはない。
実質的に競争者がいるのか気になる。基本構想の際も、応札者数は同程度だったのか。	基本構想の際の応札者は8者だった。

<p>今回は落札者以外の応札者がランダム係数を忌避し、競争に消極的だったという可能性はあるか。</p>	<p>そのようなことはないと思う。</p>
<p>委員会としても、これまでランダム係数の運用については意見してきたが、今後も注視していきたい。</p>	
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案6】 4消防庁舎植栽維持管理業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日 令和4年(2022年)4月22日
 主管課 消防本部消防総務課
 種別 業務委託
 応札者数 14者(参加業者:19者)
 予定価格 990,000円(税抜き)
 落札額 946,000円(税抜き)
 落札率 95.56%

質問・意見	回答・説明
最低制限価格はどのような基準で定められているのか。	「つくば市役務業務最低制限価格取扱要領」で定めている。
事業者は最低制限価格の設定基準を把握しているのか。	把握している。
事業者は予定価格を分かっているのか。	事前公表のため、分かっている。
最低制限価格は予測可能なのに、最低制限価格以下で入札した事業者がいる。最低制限価格の細かい基準は公表されていないのか。それとも、基準に基づいて一義的に決まるものなのか。	直接工事費や経費に何%をかけるといった詳細の設定基準を公表しているため、ある程度、正確に算出できると思う。しかしながら、積算による数万円の誤差は多少生じると思う。
予定価格が100万円程度と少額のものまで最低制限価格を設ける必要性はあるのか。	「つくば市役務業務最低制限価格取扱要領」により、金額ではなく事業内容で最低制限価格の適用の有無を定めている。
本件はランダム係数が高かったため、高値で入札をした事業者が、たまたまくじ引きとなり落札したという状況であり、偶然性が非常に高い印象を受ける。	植栽業務に関しては特に、応札者30者程度のうち、20者程度が同額で入札し、毎回くじ引きを行っていたというような状況があり、ランダム係数を導入したという経緯がある。
ランダム係数を導入して、同額応札の件数は減少したか。	減少した。

<p>除草管理業務に総合評価方式は導入しないのか。</p>	<p>除草管理業務は工事ではないため、総合評価方式の対象外である。</p>
<p>無効になった者は落札制限によるものか。</p>	<p>そうである。</p>
<p>低額の案件と高額な案件が1日2件までという同様の落札制限を設けるのはいかがなものか。</p>	<p>受注金額により、落札制限の適用に縛りを設けることも検討はしているが、導入は難しい状況である。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案7】 4サ管リ物品売払(新聞10月～3月)

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)9月9日
主管課	生活環境部サステナスクエア管理課
種別	物品売払い
応札者数	4者(参加業者:4者)
予定価格	9,500円(税抜き)
落札額	33,500円(税抜き)
落札率	352.63%

質問・意見	回答・説明
予定価格を非公表とした根拠は。	「つくば市入札制度運用方針」において、物品の売買契約は予定価格を非公表としている。
予定価格をどのように算定したのか。	5者から見積書を徴収し、予定価格を設定した。
見積書を徴収した事業者は応札したのか。	見積書を徴収した事業者のうち、4者が応札した。
年間契約ではないのか。	価格変動を考慮して、契約期間を半年としている。
入札に際し、最低金額を設定しているのか。	予定価格を設定しており、それを上回らなければ不調となる。
この他にもリサイクル製品の売却を行っているのか。	雑誌とダンボールは半年ごと、アルミと鉄は3か月ごとに売却の契約を行っている。
落札者に傾向や偏りはあるのか。	今回の入札者が他の物品の売払いの案件で落札したこともある。事業者が仕入れたい物品に応札しているということだと思う。

<p>本契約は、収集ではなく、リサイクルセンターに持ち込まれたものを引き取る契約ということか。収集は別で発注しているのか。また、その場合も実績によって支払額が決まるのか。</p>	<p>そうである。 収集の委託業務については別部署で別途発注しており、実績量ではなく年間額で契約している。</p>
<p>市場価格の変動が前提にあるのであれば、リサイクル品を保管しておき、市場価格が一番高い時に売却すればよいのではないか。</p>	<p>リサイクル品の保管スペースがなく、1週間程度の保管量しか管理できない状況である。また、鉄については盗難の可能性もあるため、随時売払っている。</p>
<p>契約期間の単位は、市場価格が乱高下するリスクを考慮し、売払う物品ごとに決定しているとの理解でよろしいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>供給量は安定しているのか。</p>	<p>新聞は横ばいである。今回は計画量を半年間で240トンと設定したが、大体年間400トンから460トン程度である。</p>
<p>計画量によって、引き受ける事業者も変わってくる可能性があると思うが。</p>	<p>公告時に計画量を記載している。</p>
<p>計画量から大幅にずれ込んだ場合はどうしているのか。事業者から指摘される可能性は。</p>	<p>計画量から大幅に減少した場合、事業者からの指摘はあろうかと思うが、過去の実績量を考慮して計画量を算出しており、過去にそのような指摘を受けたことはない。</p>
<p>契約書の中に、計画量と実績量に相違があった場合、市は補償しない旨の記載はあるのか。</p>	<p>そのような記載はない。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	